

## 国からの回答（賠償全般）

Q1. 今まで賠償については、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会によって作成されていたが、今回は経産省と東電が相談して結論を出したということか。経緯についてご説明願いたい。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

文部科学省が事務局となっている原子力損害賠償紛争審査会において、法律家などの有識者が、中立・公正な立場から公開の下で審議を行い、指針を出した。その趣旨を踏まえて東京電力が賠償する。ただ、賠償する時に東電任せにしたら、なかなか実情が反映できないかもしれないので、国が入って地元、自治体の方々と相談してきた。

賠償は東電がやるべきもの。何に基づくべきか決まりはないが、今回、東電は、原子力損害賠償紛争審査会の指針に基づいて賠償を行うこととなった。その時に東電だけで決めるのではなく、国も入った上で、双葉8町ともいろいろと協議させていただいた上で、賠償のできる範囲のことについてできるだけ取り入れさせていただいたというのが経緯。

Q2. 賠償の基準を、なぜ東京電力や国が決めるのか。例えば双葉町の賠償であれば、双葉町の代表、賠償センター等を入れるべき。被害者が、被害者の立場で何を言うかを入れてもらわないと納得できない。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

賠償は、一義的には東京電力の責務。東京電力が原子力損害賠償紛争審査会の指針に基づいて、あるいは指針以上の対応を実態に即して行うことが望ましい。しかし今回の賠償は非常に重要なものだという認識から、監督すべき立場である国としても、東電任せにすることなく前面に立って、今年3月以降の指針が公表されて以降、いろいろと市町村にも、ご意見を伺わせていただき、可能な限り反映できるところは反映させていただいたのが今回の基準である。基準の詳細な部分等については、自治体等のご意見を伺いながら進めているところ。個別にきちんと対応していく。

Q3. 区域見直しが決まらないと賠償は行われぬのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

新しい賠償基準は、区域見直しが行われた後に適用される。一方で、従来どおり3カ月毎に請求されているものは、継続して行うことができる。

また、建物の修復費用に関する先行払い、営業損害、就労不能損害等の一括払いについては、区域見直しがなくてもさせていただく。

現時点では、区域見直し前の地域でも、1年分暫定的に一括払いを行う運用を実施しているところ。

## 国からの回答（賠償全般）

Q4.この賠償基準で算定された賠償額では、避難先の新しい土地で双葉にいたときと同等の生活をしようとしてもとても足りない。基準を見直してほしい。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

今回、示している賠償基準は、福島原発の事故によって、皆様がお持ちになっていた財物の価値が全く無くなってしまった、あるいは減少してしまった、そこを賠償させていただくというのが基本的な考え方。本来であれば、それぞれ個々に個別評価をするべきだが、それでは時間がかかってしまうため一律でお示している。多くの方に「これなら仕方がない」とご納得いただけるものを示した。しかし個別の事情で、この基準では妥当ではないということであれば個別に評価することをも考えている。それでも生活できないということであれば、公営住宅など政策的な支援に含め全体でパッケージとして対応させていただくこととしている。

Q5.双葉町には今後戻らない、土地や建物は売却したい、という人についての定めは別にないのか。そういう人にも同じ方法の賠償なのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

帰られるか、帰られないかで賠償額に差をつけることはない。一律、どこにしようが、避難するか戻るかに関係なく賠償を行う。

Q6.双葉町には戻らないとなった場合、その土地を買い上げてもらえないかと言ったらどうなるのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

本来、全損の場合は、所有権については東電に移るとというのが基本的な考え方だが、今回の賠償の場合は、東京電力は所有権の移転を求めない。

Q7.避難解除の見込みの時期については「市町村の決定があればそれを踏まえて決定」と記載があるが、この市町村の決定とは何を指すのか？ 他の町では6年間帰らない方針を出しているところもある。町で6年帰らないという方針を出していれば、6年帰れないという帰宅困難区域と同じ考え方で賠償はされるのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

自治体と協議の上、災害対策本部が決定する解除見込み時期があれば、それに基づいた賠償になる。

## 国からの回答（賠償全般）

Q8.賠償請求に期限はあるか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

現在のところ、期限は特に示されてはいない。ただし、財物の本格的な賠償が始まる前段として、建物の修復費用に関する先行払いを実施させていただいており、正式な賠償が始まったらそちらについては期限のご案内をするかもしれない。

Q9.家や土地に対する補償や、精神的慰謝料の1回きりの10万円ということではなく、私たちは故郷を失った。それに対する賠償はどうするのか聞きたい。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

皆さんの思い入れはそれぞれに違うと思うので、どのように対応するのかということを含めて、皆さんのご意見を伺いながら考えていきたい。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところです。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷を伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

## 国からの回答（賠償全般）

Q10.子どもの賠償金が少ないと思う。内部被ばくもしているだろうし、思い出のものも小学校から取り出せない状況にある。もう少し子どものことを考えてほしい。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

子どもの賠償についても、今回の賠償基準は、原子力損害賠償審査会の出している指針に基づいているが、個別の事情によっては賠償の対象になるかもしれない。いくらになるのかといったことは分からないが、東京電力が個別の事情をお伺いしながらの対応となると理解している。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところだ。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷に伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

Q11.道路やダムを作る場合の土地収用法の補償が最高補償なのか。今回の賠償もそれを上回るものにしないと全く理解されないと思う。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

補償には、土地収用法というものが一つの方法としてある。これが最高かどうかということは、補償にも様々な考え方があるため分からない。今回の賠償基準では例えば、営業損害、就労損害は、農業の場合、土地収用の場合だと営業損害が3年、農業以外の業種だとだいたい2年が基準となっている。それに対して今回の賠償基準においては、農業は今年の1月から5年分となるので事故から約6年。その他の業種についても3年、事故から4年分となっている。また、就労不能については、土地収用の場合は、半年から1年分が出されるが、2年、今年の3月から2年分といったものを出して、それよりも期間は長目にとって手厚く賠償するような形をとらせていただいている。それ以外にも、極力配慮して皆様方の財物の価値が不当に低く評価されないような形で賠償は行っていきたい。